

盛岡保健所長告示第 18 号

介護保険法施行規則（平成 11 年厚生省令第 36 号）第 131 条第 3 項の規定により、指定居宅サービス事業者が指定居宅サービスの事業を廃止した旨次のとおり届出があった。

平成 19 年 5 月 15 日

盛岡保健所長 鈴木 俊彦

通所リハビリテーション

介護保険事業所 番号	事業所の名称	事業所の所在地	廃止年月日
0370101222	孝仁デイケアセンター	盛岡市中太田泉田 28 番地	平成 19 年 4 月 30 日